

社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条の規定に基づき、本会の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して会費を納入した者をいう。

(会員の区分)

第3条 会員は、次に掲げる区分とする。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 賛助会員（社会福祉関係者、団体及び個人）

(会員への報告等)

第4条 会員には、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 本会の予算、決算及び事業の報告
- (2) 本会の発行する機関紙及びパンフレット等の配布
- (3) 本会の実施する各種研究及び調査の結果報告
- (4) 本会の実施する大会、講習会及び研修会等への参加案内
- (5) その他必要と認められるもの

(会費)

第5条 会費は年額とし、次に掲げる区分とする。

- (1) 一般会員 年額 500円
- (2) 賛助会員 年額 2,000円 以上

2 会費の金額を変更しようとするときは、本会の理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、その年度の会費を同年度内に納入するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。